

## 【障害児通所支援】 営業時間とサービス提供時間について

「営業時間」と「サービス提供時間」の捉え方については、以下のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

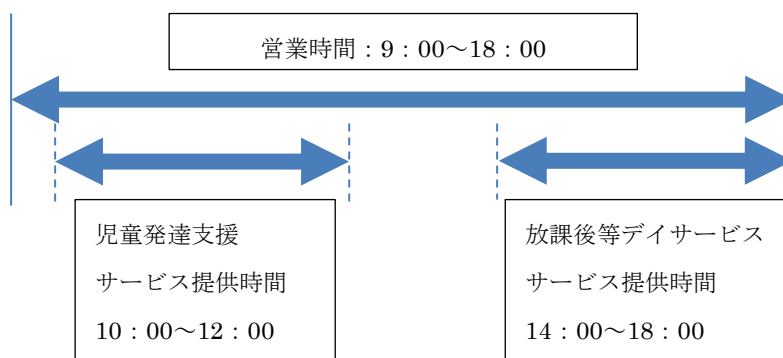
### 定義

#### ○営業時間

事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間で、サービス提供が可能な時間。なお、送迎のみを行う時間帯は営業時間に含まない。

#### ○サービス提供時間

指定障害児通所支援事業所において定めるべき、標準的なサービス提供時間。



### 報酬と営業時間・サービス提供時間

#### ○報酬算定区分

区分 1：運営規程に定めるサービス提供時間が3時間以上

区分 2：運営規程に定めるサービス提供時間が3時間未満

#### ○延長支援加算

運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後において支援を行った際に、1日の延長支援に要した時間に応じて算定する。

※個々の児童の実利用時間は問わない。

※延長時間帯に基準人員を1名以上配置すること。

※延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、当該理由が個別支援計画に記載されていること。

※保護者の迎えが遅くなったことを理由には算定できない。